

# 内部統制システム構築の基本方針

制 定：2006年5月9日

改 正：2026年5月1日

当社は、「会社法」第362条第4項第6号および「会社法施行規則」第100条第1項、第3項に基づき、会社運営における内部統制に関わる諸事項について基本的な方針を定め、会社業務の適正な運営に資することを目的として、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定める。

1. 当社の取締役および使用人ならびにその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、オリエンタルランドグループ（以下、「OLCグループ」という。）役職員の倫理・法令遵守に関する規範を示した「OLCグループ・コンプライアンス行動規範」を制定する。また、コンプライアンスを実践するための具体的行動規準を定めるものとして「ビジネスガイドライン」を制定する。
  - (2) 当社は、OLCグループにおけるコンプライアンス体制の維持管理に関する事項を定め、OLCグループ各社に適用する「OLCグループ・コンプライアンス体制管理規程」を制定する。
  - (3) 当社は、OLCグループの経営の適法性確保およびコンプライアンス精神の徹底を図るための組織としてリスクマネジメント部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。
  - (4) コンプライアンス委員会は、OLCグループ役職員の不正行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときは、必要な調査を行い、当社経営層または経営会議、監査役会、ならびにOLCグループ各社の経営層に対してこれを報告、助言または勧告する。
  - (5) コンプライアンス委員会は、OLCグループ役職員に対しコンプライアンスに関する教育活動を推進する。
  - (6) コンプライアンス委員会は、OLCグループ各社常勤役員から選任されるコンプライアンス推進責任者により構成される「コンプライアンス情報連絡会」を設置し、OLCグループとして全体最適を考慮したコンプライアンス体制を構築する。
  - (7) 当社は、当社監査役の監査にあたっての基準および行動指針を定める「監査役監査基準」を制定し、当社監査役は当社取締役または当社執行役員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めたとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めたときは取締役会に報告する。
  - (8) 当社は、執行部門から独立した内部監査部門として監査部を置く。

- (9) 当社は、公益通報者保護法に対応する「相談室運用規程」を制定し、社内外に内部通報窓口を設置する。
- (10) コンプライアンスに関する社内教育・啓発活動およびコンプライアンス遵守状況のモニターを体系的・継続的に実施する。

## 2. 当社およびその子会社からなるO L Cグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、O L Cグループのリスク管理の基本的な事項を定めた「O L Cグループリスク管理規程」を制定する。
- (2) 当社は、O L Cグループが保有するリスクを抽出して分析・評価・優先順位付けし、これに基づき個別リスクの予防策・対応策を策定するリスクマネジメントサイクルを設定し、運用する。
- (3) リスクマネジメントサイクルを統括する組織として、当社に社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。
- (4) リスクマネジメント委員会に特定の分野について定めた分科会を設置し、専門的観点から予防策・対応策を立案し、実行する。
- (5) O L Cグループに存在しているリスクのうち、発現した、もしくは発現の可能性が高まっているリスク（以下、「緊急時のリスク」という。）について收拾を図るため、当社のE C C（Emergency Control Center）を設置し、緊急時のリスクの規模・範囲に応じて対応方針を決定する。
- (6) O L Cグループ各社において緊急時のリスクを認識した場合には、E C Cへの速やかな状況報告を義務づける。

## 3. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社取締役の職務の執行に係る情報は法令および「O L Cグループ情報セキュリティポリシー」「文書規程」等の社内規定に従い適切に保存および管理を行う。
- (2) 情報の管理を統括する組織として、リスクマネジメント委員会に「情報セキュリティ管理分科会」を設置する。

## 4. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、業務を効率的に遂行するため、各部門の業務分掌および会社の職位制度を「組織規則」に定めるとともに、各職位の職務権限および指揮命令系統を「職務権限規程」に定める。
- (2) 当社は、意思決定の迅速化を図るため、取締役会決議事項を除く会社の経営に関する重要事項について決議または報告する機関として「経営会議」を設置する。
- (3) 当社は、O L Cグループ各事業・各組織の監督責任・執行責任を明確化し、取締役の役

割を「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を促進することで意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用する。

#### 5. OLCグループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 上記1から4に関する体制については、各委員会のメンバーに当社子会社を加える、各規程は当社子会社にも準用する、など原則として当社子会社も含めた体制とする。
- (2) 当社は、当社子会社に対する管理を適正に行うため「関係会社管理規程」を制定する。
- (3) 当社は、当社が策定したOLCグループの経営計画等を当社子会社へ周知徹底し、当社子会社管理について当社における監督の体制と役割を明確にし、当社子会社を指導・育成する。
- (4) 当社は、当社子会社の経営についてその自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、当社子会社における重要な意思決定事項について当社の承認を要するなど、当社子会社に対する当社の経営管理体制を整備する。

#### 6. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、当社監査役の職務を補助するため、専任のスタッフを必要な員数配置する。
- (2) 当該スタッフの人事評価は当社常勤監査役が行い、人事異動については当該常勤監査役の同意を要する。

#### 7. 当社監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社監査役スタッフは、監査役補助業務の専従とし、当社取締役およびその他の業務執行組織の指揮命令を受けず、当社監査役の指揮命令にのみ従う。
- (2) 当該スタッフは、当社監査役の指示の下、当社監査役に同行して監査業務の場に参加する。
- (3) 当社は、当該スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

#### 8. 当社取締役および使用人ならびにその子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社取締役および当社執行役員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、その他経営に重大な影響を及ぼす事実が発生したときは、ただちに当社監査役にこれを報告する。また、当社子会社に関係する報告すべき事項等は、当社の子会社監督責任部署等を通じ、当社監査役へ報告する。なお、緊急を要する場合は、OLCグループ役職員が直接当社監査役に報告する。
- (2) 当社役職員が当社監査役に報告すべき事項、時期、方法等を定めた「監査役報告規程」

を制定し、監査に必要、かつ、適切な情報を適時に報告する。

- (3) OLCグループ役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は情報の開示に応じる。また、当社監査役は、子会社の監査役と積極的に意思疎通および情報交換を図る。
- (4) OLCグループ役職員が利用できる内部通報窓口の対応記録等は、当社常勤監査役に適宜報告を行うとともに、経営会議に定期的な総括報告を行う。
- (5) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者に対し、当該通報等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「相談室運用規程」に規定する。
- (6) 当社は、当社監査役へ報告を行った者に対し、当該報告等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「監査役報告規程」に規定する。

9. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社取締役は、当社監査役による監査に協力し、当社監査役の職務の執行について生ずる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。
- (2) 当社監査役が職務の執行のために緊急または臨時に支出した費用については、当社に償還請求することができる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社監査役、当社の会計監査人および、当社監査部は緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
- (2) 当社常勤監査役は、取締役会のほか経営会議その他の重要な会議または委員会に出席して意見を述べることができる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告に係る内部統制の構築および評価の責任者は社長とし、構築は当社総務部が総括責任を負い、評価は当社監査部が実施する。また、財務報告に係る内部統制全体を推進する会議体として、「内部統制推進会議」を設置する。
- (2) 当社監査部は、財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が発見された場合、すみやかに社長ならびに取締役会および監査役会に報告する。

以上